

参 考 資 料

人 事 院

目 次

1 国家公務員給与関係

第 1 表	国家公務員の適用俸給表別人員、平均年齢、平均経験年数	1
第 2 表	国家公務員の平均給与月額	2
第 3 表	国家公務員の扶養親族数別人員	2
第 4 表	国家公務員の地域手当の支給状況	3
第 5 表	国家公務員の通勤手当の支給状況	3
第 6 表	国家公務員の都道府県別在勤人員及び構成比	4
第 7 表	組織区分別、年齢階層別人員構成比（全職員） （令和 8 年と平成 28 年との比較）	5

2 民間給与関係

	令和 8 年職種別民間給与実態調査の概要	6
第 8 表	産業別、企業規模別調査事業所数	7
第 9 表	職種別、学歴別、企業規模別初任給	8
第 10 表	職種別給与額等	9
第 11 表	民間における初任給の改定状況	10
第 12 表	民間における給与改定の状況	11
第 13 表	民間における国内異動に係る手当等の支給状況	12
第 14 表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	12
第 15 表	民間における役員の年間報酬額	13

1 国家公務員給与関係

第1表 国家公務員の適用俸給表別人員、平均年齢、平均経験年数

(令和8年国家公務員給与等実態調査)

区分 俸給表	適用人員	平均年齢	平均経験年数
全俸給表	人 248,729	歳 41.7	年 19.7
行政職俸給表(一)	139,564	41.7	19.4
行政職俸給表(二)	1,590	51.3	29.2
専門行政職俸給表	7,697	42.6	20.2
税務職俸給表	48,398	41.2	19.6
公安職俸給表(一)	22,043	41.8	20.5
公安職俸給表(二)	22,812	39.8	18.3
海事職俸給表(一)	205	41.7	20.2
海事職俸給表(二)	357	41.1	22.0
教育職俸給表(一)	99	45.8	21.3
教育職俸給表(二)	57	49.0	25.6
研究職俸給表	1,137	46.0	21.9
医療職俸給表(一)	590	54.3	27.3
医療職俸給表(二)	508	47.0	21.3
医療職俸給表(三)	1,757	48.4	22.7
福祉職俸給表	244	45.0	21.0
専門スタッフ職俸給表	164	55.9	32.8
指定職俸給表	977	57.3	33.8
特定任期付職員俸給表	490	43.3	-
第一号任期付研究員俸給表	17	45.1	-
第二号任期付研究員俸給表	23	35.2	-

(注) 1 新規採用者(11,538人)、定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員及び在外公館に勤務する職員等は含まれていない(以下第7表までにおいて同じ。))。

2 全俸給表欄の平均経験年数には、特定任期付職員及び任期付研究員は含まれていない。

3 特定任期付職員俸給表とは、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」第7条第1項に定める俸給表を、第一号任期付研究員俸給表及び第二号任期付研究員俸給表とは、それぞれ「一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律」第6条第1項及び第2項に定める俸給表をいう。

4 定年が段階的に引き上げられることに伴い、「一般職の職員の給与に関する法律」附則第8項により俸給月額が決定される職員を除いた数値である(以下第7表までにおいて同じ。))。

第2表 国家公務員の平均給与月額

給与種目別平均給与月額及び構成比

(国家公務員給与等実態調査)

区分 給与種目	行政職俸給表(一)適用職員		全職員	
	令和8年4月	令和7年4月	令和8年4月	令和7年4月
	平均月額(構成比)	平均月額(構成比)	平均月額(構成比)	平均月額(構成比)
	円 %	円 %	円 %	円 %
俸給	342,178 (79.9)	332,237 (80.2)	356,257 (81.1)	345,458 (81.3)
地域手当等	45,912 (10.7)	44,844 (10.8)	45,518 (10.4)	44,336 (10.4)
俸給の特別調整額	12,583 (2.9)	12,585 (3.0)	11,889 (2.7)	11,810 (2.8)
扶養手当	7,841 (1.8)	7,896 (1.9)	8,653 (2.0)	8,573 (2.0)
住居手当	8,190 (1.9)	7,928 (1.9)	7,519 (1.7)	7,227 (1.7)
その他	11,747 (2.7)	8,990 (2.2)	9,520 (2.2)	7,575 (1.8)
合計	428,451 (100.0)	414,480 (100.0)	439,356 (100.0)	424,979 (100.0)

- (注) 1 俸給には、俸給の調整額を含む。
2 地域手当等には、異動保障による地域手当及び広域異動手当を含む。
3 その他は、本府省業務調整手当、単身赴任手当(基礎額)、寒冷地手当、特地勤務手当等である。

第3表 国家公務員の扶養親族数別人員

(令和8年国家公務員給与等実態調査)

区分 扶養親族数	該当職員数	うち	
		扶養親族である子を有する者	子以外の扶養親族を有する者
	人	人	人
1 人	37,135	34,990	2,145
2 人	37,320	36,967	798
3 人	10,060	10,053	418
4 人	1,407	1,406	146
5 人	187	187	20
6 人以上	68	68	5
計	86,177	83,671	3,532

- (注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。
2 全職員1人当たり平均扶養親族数は、0.6人である。
3 手当受給者1人当たり平均手当月額は、24,976円(平均扶養親族数は1.7人)である。

第4表 国家公務員の地域手当の支給状況

(令和8年国家公務員給与等実態調査)

区 分 \ 地域手当 支給区分	計	1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	5 級地	非支給地
在 勤 人 員 (構 成 比)	人 248,729 (100.0%)	人 69,683 (28.0%)	人 22,312 (9.0%)	人 26,138 (10.5%)	人 37,056 (14.9%)	人 35,818 (14.4%)	人 57,722 (23.2%)
平 均 手 当 月 額	円 42,722	円 76,514	円 62,257	円 51,288	円 35,891	円 22,521	円 7,420

- (注) 1 平均手当月額には、異動保障による地域手当を含む。
 2 段階的な見直し完成時(令和10年度)の級地に基づき集計した数である。

第5表 国家公務員の通勤手当の支給状況

(令和8年国家公務員給与等実態調査)

区 分 \ 地域手当 支給区分	計	1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	5 級地	非支給地
受 給 者	人 199,807	人 67,001	人 19,265	人 22,798	人 29,619	人 26,756	人 34,368
交通機関等のみを 利 用 す る 者	143,582	63,980	16,622	18,598	20,516	14,078	9,788
交 通 用 具 の み を 使 用 す る 者	43,611	896	1,593	1,895	6,586	10,125	22,516
交通機関等と交通 用具を併用する者	12,614	2,125	1,050	2,305	2,517	2,553	2,064
交通機関等に係る 手当月額(受給者平均)	円 18,331	円 15,594	円 17,848	円 19,007	円 19,509	円 22,527	円 24,947
交 通 用 具 に 係 る 手当月額(受給者平均)	円 6,933	円 4,051	円 4,769	円 5,168	円 5,594	円 7,147	円 7,968

- (注) 交通機関等に係る手当月額(受給者平均)には、新幹線鉄道等に係る特例の手当額を含む。

第6表 国家公務員の都道府県別在勤人員及び構成比

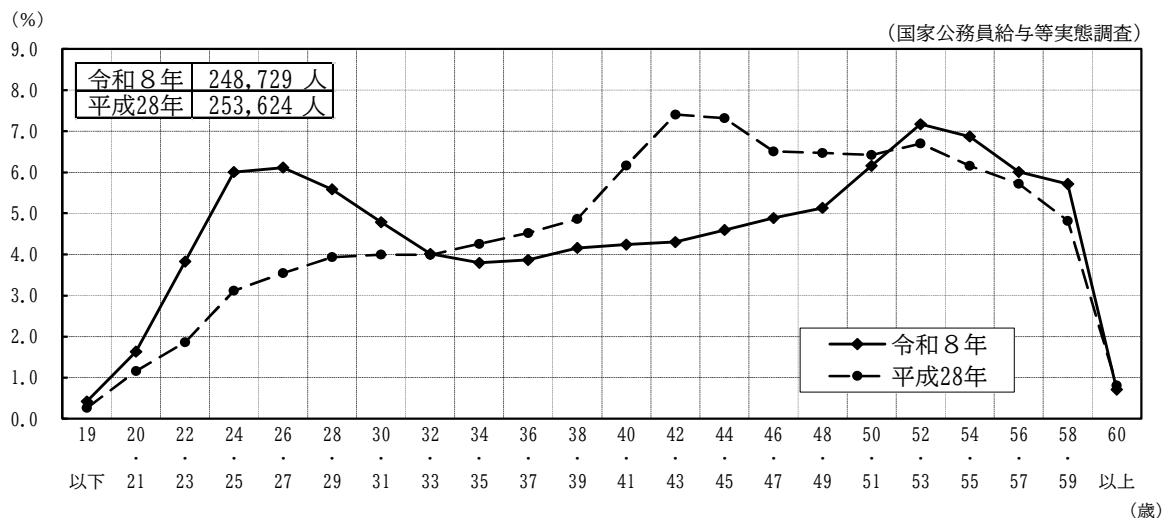
(令和8年国家公務員給与等実態調査)

都道府県	在勤人員（構成比）	都道府県	在勤人員（構成比）	都道府県	在勤人員（構成比）
北海道	14,149人（5.69%）	石川県	2,533人（1.02%）	岡山県	2,865人（1.15%）
青森県	1,732人（0.70%）	福井県	1,170人（0.47%）	広島県	6,380人（2.57%）
岩手県	1,729人（0.70%）	山梨県	1,030人（0.41%）	山口県	2,047人（0.82%）
宮城県	6,262人（2.52%）	長野県	2,425人（0.97%）	徳島県	1,243人（0.50%）
秋田県	1,669人（0.67%）	岐阜県	2,029人（0.82%）	香川県	3,320人（1.33%）
山形県	1,611人（0.65%）	静岡県	3,392人（1.36%）	愛媛県	1,820人（0.73%）
福島県	2,721人（1.09%）	愛知県	11,529人（4.64%）	高知県	1,451人（0.58%）
茨城県	3,787人（1.52%）	三重県	1,968人（0.79%）	福岡県	10,360人（4.17%）
栃木県	2,158人（0.87%）	滋賀県	1,063人（0.43%）	佐賀県	1,311人（0.53%）
群馬県	2,079人（0.84%）	京都府	4,131人（1.66%）	長崎県	2,133人（0.86%）
埼玉県	9,999人（4.02%）	大阪府	15,681人（6.30%）	熊本県	4,092人（1.65%）
千葉県	6,520人（2.62%）	兵庫県	6,598人（2.65%）	大分県	1,685人（0.68%）
東京都	74,044人（29.77%）	奈良県	1,069人（0.43%）	宮崎県	1,374人（0.55%）
神奈川県	8,129人（3.27%）	和歌山県	1,411人（0.57%）	鹿児島県	3,117人（1.25%）
新潟県	3,644人（1.47%）	鳥取県	1,146人（0.46%）	沖縄県	5,438人（2.19%）
富山県	1,337人（0.54%）	島根県	1,348人（0.54%）	計	248,729人（100.00%）

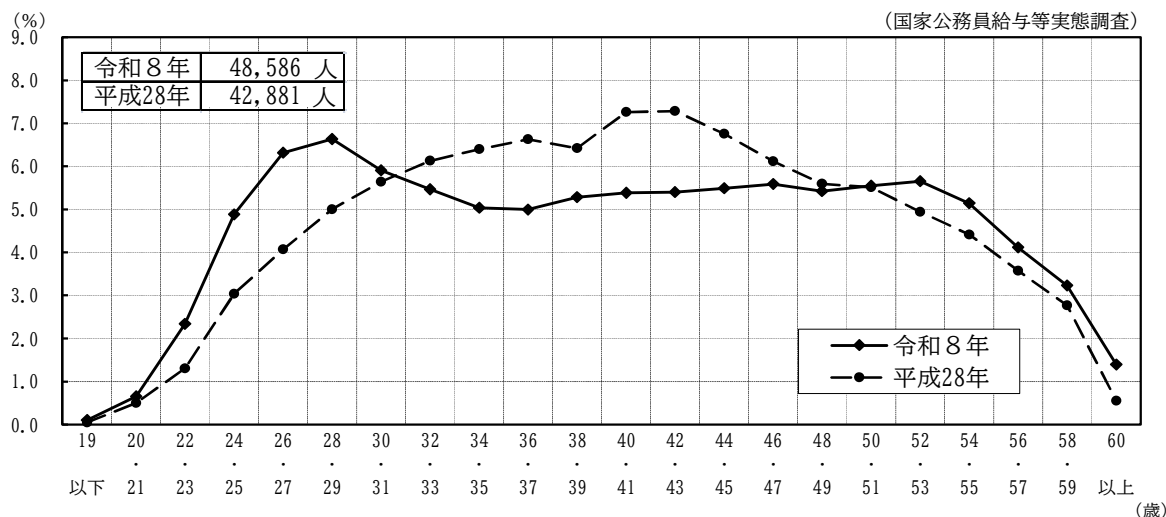
（注）構成比は、小数点以下第3位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない。

第7表 組織区分別、年齢階層別人員構成比（全職員）（令和8年と平成28年との比較）

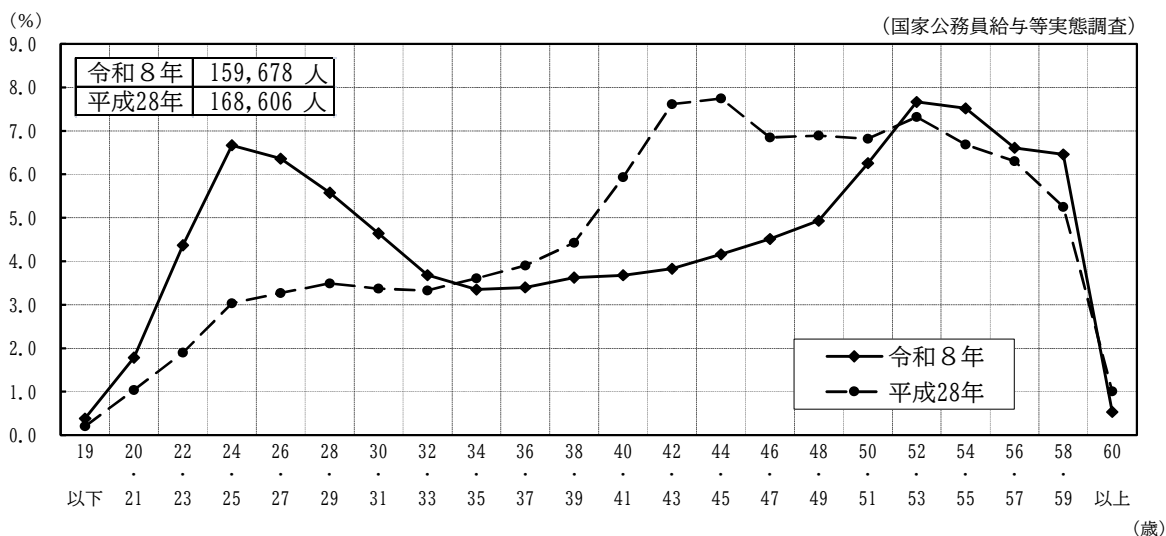
その1 全組織



その2 本府省



その3 地方機関



(注) 地方機関とは、管区機関、府県単位機関及びその他の地方支分部局をいう。

2 民間給与関係

令和8年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった人事院の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、一般職国家公務員の給与を検討するため、令和8年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

人事院並びに都道府県、政令指定都市、特別区及び和歌山市の各人事委員会

(3) 調査の範囲

- ① 調査対象事業所（母集団事業所） 全産業の企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上の全国の民間事業所 50,428事業所
- ② 調査対象職種 76職種（行政職（一）相当職種22職種 その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

- ① 標本事業所の抽出 (3)の①に記載した事業所を、都道府県等別に組織、規模、産業により839層に層化し、これらの層から10,077事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。
調査完了事業所は、第8表のとおりである。
- ② 従業員の抽出 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集 計

- ① 調査実人員は、行政職（一）相当職種が424,437人（初任給関係 32,940人、初任給関係以外 391,497人）であり、その他の職種が49,224人（初任給関係 2,286人、初任給関係以外 46,938人）である。
なお、初任給関係以外の調査職種該当者の推定数は4,394,235人であり、このうち、行政職（一）相当職種は3,585,148人である。
- ② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。
- ③ 集計については、その一部分を独立行政法人統計センターに依頼した。

第8表 産業別、企業規模別調査事業所数

(令和8年職種別民間給与実態調査)

産業 企業規模	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満
		事業所	事業所	事業所	事業所
産業計	8,144	1,673	1,211	1,257	4,003
農業、林業	12	0	0	1	11
鉱業、採石業、砂利採取業	559	116	80	87	276
建設業					
製造業	3,342	488	532	553	1,769
電気・ガス・熱供給・水道業					
情報通信業	1,350	336	197	190	627
運輸業、郵便業					
卸売業、小売業	649	128	100	114	307
金融業、保険業					
不動産業、物品賃貸業	361	117	83	50	111
教育、学習支援業					
医療、福祉業	1,871	488	219	262	902
サービス業					

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が205所、調査不能の事業所が1,728所あった。
- 2 調査対象事業所10,077所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所205所を除いた9,872所に占める調査完了事業所8,144所の割合(調査完了率)は、82.5%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第9表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(令和8年職種別民間給与実態調査)

職 種		学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満
事務・技術関係	新卒事務員	大学院修士課程修了	円 282,633	円 287,937	円 269,993
		大 学 卒	245,189	252,174	236,916
		短 大 卒	211,475	213,883	208,619
		高 校 卒	201,619	204,996	198,095
	新卒技術者	大学院修士課程修了	282,166	289,223	267,209
		大 学 卒	249,393	259,975	241,138
		短 大 卒	230,150	237,614	223,031
		高 校 卒	208,043	213,983	203,209
	新卒事務員・技術者計	大学院修士課程修了	282,349	288,707	268,250
		大 学 卒	246,745	254,687	238,685
		短 大 卒	221,376	225,838	216,661
		高 校 卒	205,175	209,681	201,076

(注) 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額(採用のある事業所の平均)であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

第10表 職種別給与額等

給与比較の対象職種

企業規模計

(令和8年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A－B)	
		人	歳	円	円	円	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	644	54.1	835,883	4,772	831,111	〔構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	工 場 長	527	54.2	775,448	2,208	773,240	〔構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	事 務 部 長	15,013	53.1	799,856	10,414	789,442	〔2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部 の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	技 術 部 長	9,223	53.4	776,637	5,738	770,899	同 上
	事 務 部 次 長	6,667	51.9	715,545	14,791	700,754	〔前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる 部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)
	技 術 部 次 長	3,461	52.3	698,041	13,970	684,071	同 上
	事 務 課 長	29,574	49.0	669,778	24,350	645,428	〔2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課 の長及び課長級専門職
	技 術 課 長	21,930	49.5	647,814	14,842	632,972	同 上
	事 務 課 長 代 理	11,798	46.2	600,659	58,909	541,750	〔前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長－係長間)
	技 術 課 長 代 理	7,453	48.3	587,359	48,433	538,926	同 上
	事 務 係 長	29,451	45.0	515,816	70,661	445,155	〔係の長及び係長級専門職
	技 術 係 長	22,888	45.5	551,768	85,336	466,432	同 上
	事 務 主 任	26,454	42.0	473,880	61,998	411,882	〔係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課 長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が 上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長－係員間)
	技 術 主 任	22,807	42.7	506,723	82,442	424,281	同 上
	事 務 係 員	103,957	38.5	414,426	53,862	360,564	
	技 術 係 員	79,650	36.8	421,529	62,136	359,393	

- (注) 1 「中間職(部長－課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から
職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。
2 「中間職(課長－係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から
職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。
3 「中間職(係長－係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から
職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。

第11表 民間における初任給の改定状況

(令和8年職種別民間給与実態調査)

項目		新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
学歴	企業規模		増 額	据置き	減 額	
大学卒	規 模 計	% 61.9	% (74.7)	% (24.9)	% (0.3)	% 38.1
	500人以上	89.0	(81.7)	(18.3)	(-)	11.0
	100人以上 500人未満	54.3	(71.5)	(28.0)	(0.5)	45.7
高校卒	規 模 計	36.5	(78.4)	(21.3)	(0.3)	63.5
	500人以上	57.7	(86.1)	(13.9)	(-)	42.3
	100人以上 500人未満	30.5	(74.3)	(25.2)	(0.5)	69.5

- (注) 1 新規学卒者の採用の有無は、回答のあった本店を対象として集計したものである。
 2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。
 なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

第12表 民間における給与改定の状況

その1 ベース改定の実施状況

(令和8年職種別民間給与実態調査)

項目		ベースアップ	ベース改定中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
役職 段階	企業規模				
係 員		%	%	%	%
	規 模 計	66.2	2.4	0.4	31.0
	500人以上	79.0	1.9	0.4	18.8
	100人以上 500人未満	62.2	2.5	0.4	34.8
課長級					
	規 模 計	61.8	3.3	0.4	34.5
	500人以上	71.6	3.1	0.4	24.9
	100人以上 500人未満	58.8	3.3	0.4	37.5

- (注) 1 回答のあった本店を対象として集計したものである(その2において同じ。)
 2 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除く事業所数を100とした割合である。
 なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

その2 定期昇給の実施状況

(令和8年職種別民間給与実態調査)

役職 段階		項目 企業規模	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施	定期昇給額・率は昨年比べて			定期昇給 中止	定期昇給 制度なし
					増加	減少	変化なし		
係 員	規 模 計	%	%	%	%	%	%	%	
	500人以上	91.7	91.1	37.8	7.4	45.9	0.6	8.3	
	100人以上 500人未満	94.9	94.2	32.3	9.5	52.4	0.6	5.1	
課長級	規 模 計	90.7	90.1	39.6	6.7	43.7	0.6	9.3	
	500人以上	85.3	84.4	35.0	6.2	43.2	0.8	14.7	
	100人以上 500人未満	83.0	82.3	30.3	5.2	46.7	0.7	17.0	
	100人以上 500人未満	86.0	85.1	36.6	6.6	42.0	0.9	14.0	

- (注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除く事業所数を100とした割合である。
 なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

第13表 民間における国内異動に係る手当等の支給状況

その1 転勤をした者に対する手当等の支給状況

(令和8年職種別民間給与実態調査)

(令和8年職種別民間給与実態調査)

転勤に伴い 手当等を支給 する	支給方法		転勤に伴い 手当等を支給 しない
	一時金	一時金以外	
	%	%	
90.3	74.6	56.8	9.7

- (注) 1 手当等には、赴任時に生じる引っ越し費用、交通費及び宿泊費を含まない。
2 支給方法は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である（複数回答）。

その2 転勤をした者に対する帰宅費用の支給状況

(令和8年職種別民間給与実態調査)

(令和8年度職種別民間給与実態調査)							
帰宅費用を 支給する	年間支給回数						帰宅費用を 支給しない
	1～11回	12回	13～23回	24回	25回以上	平均	
%	%	%	%	%	%	回	%
79.0	(15.4)	(51.0)	(9.1)	(19.0)	(5.5)	15.0	21.0

- (注) 1 帰宅費用の支給の有無は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である。
2 年間支給回数は、転勤に伴い手当等を支給し、異動前の居住地への帰宅費用を支給する事業所の状況であり、（ ）内は当該事業所を100とした割合である。

第14表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(令和8年職種別民間給与実態調査)

係 員		課 長 級		部 長 級（非役員）	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
%	%	%	%	%	%
55.2	44.8	51.0	49.0	50.2	49.8

第15表 民間における役員の年間報酬額

(令和5年民間企業における役員報酬(給与)調査)

区 分	年 間 報 酬 額
企業規模計(500人以上)	37,555千円
1,000人以上	43,691千円
3,000人以上	59,202千円

- (注) 1 令和5年人事院勧告の参考資料に掲載した数値等の一部を再掲等したものである。
 2 役員数5人以上の企業における「社長を直接補佐し、会社の業務全般を統括している役員(各社1人)」(調査実人員420人)を集計した。
 3 年間報酬額には、令和4年中に支給された賞与を含む。

<参考>

事務次官(指定職8号俸)の年間給与	26,090千円
-------------------	----------

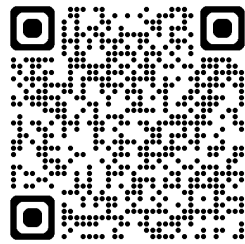
- (注) 年間給与は、令和8年勧告後の俸給月額等を基礎としたモデル給与である。

各種調査等の詳細な結果は、人事院のホームページに掲載しています。

トップページ→ 人事行政に関する政策 → 【人事院勧告】ページから、
「令和8年の各調査の結果概要・調査結果詳細」をご覧ください。

【人事院勧告】ページ

◎ QRコード



◎ URL <https://www.jinji.go.jp/seisaku/kankoku.html>